資　料　提　供	
令和８年１１月１９日	
担　当　課 （担当者）	社会教育課 （　尾崎　）
電　話	0857-26-7943

子どもたちに笑顔をおくりませんか　絵本等の寄贈制度「絵本のかけはし」を始めます

鳥取県では、絵本等の寄贈制度「絵本のかけはし」を始めます。県教育委員会が御家庭等で使われなくなった絵本等（図鑑も含む。）を寄贈してくださる方を募集し、幼稚園・保育所等との仲介を行い、寄贈者の方から直接、各施設に絵本等を届けていただく制度です。

記

１　目的

県民の方々等に使われなくなった絵本や図鑑（以下「絵本等」という。）の幼稚園や保育園等の子育てを支援する施設等（以下「施設等」という。）への寄贈を広く募集し、県が仲介役となって各施設等への絵本等の提供を進めることで子どもたちの読書環境の充実を図ります。

２　寄贈制度の流れ

（１）絵本等の寄贈者の方に、とっとり電子申請サービスから絵本等の寄贈申込をしていただきます。

（２）寄贈先はあらかじめ県内の施設等に照会をし、寄贈の受入希望があった施設等の情報を県教育委員会のホームページに掲載しています。寄贈者はその受入希望施設等を指定して寄贈することもできますし、特に寄贈先を指定しないこともできます。

寄贈先施設の指定があった場合は指定の施設等に、指定が無かった場合は県教育委員会内で調整し、寄贈先を選定した後、寄贈先施設等と連絡をとって受入れに関する調整を行います。

（３）寄贈先施設との調整結果は寄贈者に伝え、直接、寄贈手続き（送料の負担を含む。）をとっていただきます。

３　制度の運用開始日時

令和８年１１月２０日（金）午前９時から（以降、随時受付）

４　申込先

ＵＲＬ：https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=24131

二次元コード⇒

５　参考（寄贈の受入希望施設一覧掲載ホームページ）

ＵＲＬ：https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1441996.htm#itemid1441996

二次元コード⇒